

福島第二原子力発電所構内における仮設タンクからの貯留水の移送について

当所は、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による津波により、建屋内に流入した海水やその洗浄水等について放射性物質の除去ならびに淡水化処理を行い、プラント用水として利用しております。淡水化処理の際に発生した濃縮された海水は、仮設のタンクに貯留していることから、漏えいリスクの低減を図るため本設設備への移送準備を進めてきましたが、平成25年10月17日よりサブレーションプール水サージタンクへの移送を実施します。

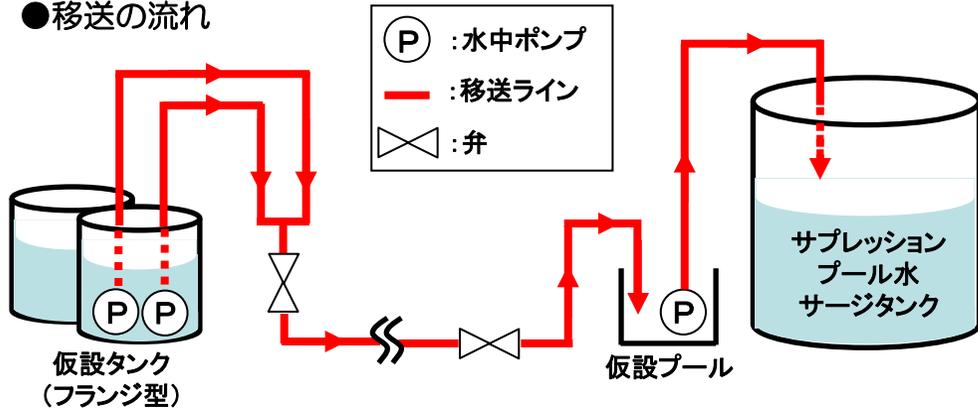
1. 設備の概要 ～仮設のタンクから本設のタンクへ移送します～



容量： 約1,200m³/基
貯水量： No. 1タンク 約1,024m³
No. 2タンク 約882m³

容量： 4,100m³

● 移送の流れ



2. 貯留水の性状 ～放射性物質濃度は法令基準値未満です～

	トリチウム (H-3) (Bq/cm ³)	ストロンチウム89 (Sr-89) (Bq/cm ³)	ストロンチウム90 (Sr-90) (Bq/cm ³)	セシウム134 (Cs-134) (Bq/cm ³)	セシウム137 (Cs-137) (Bq/cm ³)	塩素 (ppm)
No.1 タンク	1.9×10 ¹	8.6×10 ⁻⁴	7.5×10 ⁻³	検出限界値未満*1	検出限界値未満*1	16,000
No.2 タンク	3.3×10 ¹	4.5×10 ⁻⁴	3.1×10 ⁻³	検出限界値未満*1	検出限界値未満*1	20,000
周辺監視区域外の 水中の濃度限度 (告示)*2	6×10 ¹	3×10 ⁻¹	3×10 ⁻²	6×10 ⁻²	9×10 ⁻²	-

*1：検出限界値は、2×10⁻²Bq/cm³（コバルト60で代表）未満
（発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針に定める測定下限濃度未満）
*2：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示

3. 漏えい防止への取り組み ～移送ラインに対策を施します～

● 水受け容器の設置ならびに養生の実施

サブレーションプール水サージタンクまでの移送ラインの弁・フランジ部に水受け容器を設置するとともに養生を施し、土壌への漏えいを防止します。



● 移送中の監視を強化

現在、福島第一原子力発電所における仮設タンクからの漏えい状況を踏まえ、パトロールの実施（4回／1日）ならびにタンクの水位測定を実施していますが、移送期間中においても継続して実施するとともに、サブレーションプール水サージタンクへの移送中はタンク廻りに人員を配置するなど監視の強化を図ります。

<今後の処理方針>

今後、仮設の塩分除去装置を設置し、塩分を除去した水（淡水）は通常のプラント用水として利用するとともに、取り除いた塩はドラム缶に詰めて貯蔵すること等を検討しております。